

【特定行政庁からのお知らせ】

エレベーターの安全装置の設置の促進について

平成 18 年 6 月に東京都内の共同住宅に設置されたエレベーターで発生した戸開走行による死亡事故を受けて、新設するエレベーターには『戸開走行保護装置』を設置することが義務づけられました。

今般、石川県内のホテルに設置されたエレベーターで同様な死亡事故が発生しましたが、このエレベーターには、戸開走行保護装置は設置されていませんでした。このように危険な戸開走行による事故の再発防止のためには、戸開走行保護装置の設置が有効となっていますので、エレベーターのより一層の安全性を確保するために、戸開走行保護装置の設置について、積極的なご検討をお願いします。

【戸開走行保護装置】

駆動装置又は制御器に故障が生じ、カゴの停止位置が著しく移動した場合や、カゴ及び昇降路の全ての出入口の戸が閉じる前にカゴが昇降した場合に、自動的にカゴを制止し、人が挟まれることを防止する装置です。

エレベーターの技術基準の改正により、平成 21 年 9 月 28 日以降に着工するエレベーターについては、戸開走行保護装置の設置が義務付けられました。ただし、既に建築物に設置されていたエレベーターには、戸開走行保護装置の設置は、義務付けられていません。

【問い合わせ先】

熊本県土木部建築住宅局建築課建築物安全推進室	TEL：096-333-2535
熊本市都市建設局建築指導課	TEL：096-328-2513
八代市建設部建築指導課	TEL：0965-33-4750
天草市建設部建築住宅課	TEL：0969-32-6797

【特定行政庁からのお知らせ】

エレベーターの安全装置の設置済みマーク表示制度について

エレベーターの安全装置として、平成 21 年 9 月 28 日以降に着工されたエレベーターには『戸開走行保護装置』、『地震時管制運転装置』の設置が義務付けられています。一般の利用者にとって、これらの装置が設置されているエレベーターかどうか容易にわかるようにするために、平成 24 年 8 月より、設置済みマーク表示制度が運用開始されています。

【設置済み表示マーク】

戸開走行保護装置、地震時管制運転装置を設置したエレベーターについては、エレベーター内の見やすい場所に、次のマークを表示するようにしてください。

戸開走行保護装置



駆動装置又は制御器に故障が生じ、カゴの停止位置が著しく移動した場合や、カゴ及び昇降路の全ての出入口の戸が閉じる前にカゴが昇降した場合に、自動的にカゴを制止し、人が挟まれることを防止する装置

地震時管制運転装置



地震発生初期の微震動（P 波）を感知し、本震（S 波）が到達する前に最寄り階に自動運転し、乗客をエレベーター外へ避難させることにより、カゴ内への閉じ込めを未然に防ぐことができる装置

【問い合わせ先】

熊本県土木部建築住宅局建築課建築物安全推進室	TEL：096-333-2535
熊本市都市建設局建築指導課	TEL：096-328-2513
八代市建設部建築指導課	TEL：0965-33-4750
天草市建設部建築住宅課	TEL：0969-32-6797